

協議第24号

教育関係事業について（その1）

教育関係事業について承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

教育関係事業について

- 1 下記の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・通学区域（高等学校）
 - ・~~体育協会の組織~~
 - ・各種大会（出場）補助金
 - ・人権教育（子どもフォーラムを含む）
- 2 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- 3 育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- 4 社会教育関係団体（PTA連絡協議会）については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- 5 ~~社会教育団体（文化協会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。~~
- 6-5 施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。

- 7-6 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- 8-7 学校給食調理場については、現行（自校方式）のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
- 9-8 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- 10-9 通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- 11-10 少人数学級については、新市の事業として継続する。

平成21年3月27日

1については修正承認

2、3、4、5、6、7、8、9、10

については、原案承認

合併協議項目事業一覧 (24 教育関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認/継続	備考
教育関係事業の取扱い						
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	2	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	3	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	4	体育協会	教育部会	第4回	第5回○承認	
	5	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第4回	第5回○承認	
	6	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	7	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	8	各種大会(出場)補助金	教育部会	第4回	第5回○承認	
	9	文化財の保護・管理・活用	教育部会	第4回	第5回○承認	
	10	学校給食調理場	教育部会	第4回	第5回○承認	
	11	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	12	中学校校名	教育部会	第4回	第5回○承認	
	13	通学区域(小・中学校)	教育部会	第4回	第5回○承認	
	14	少人数学級	教育部会	第4回	第5回○承認	
	15	体育指導委員	教育部会	第5回		
	16	各種体育施設	教育部会	第5回		
	17	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回		
	18	図書館行事	教育部会	第5回		
		成人式	教育部会	次回以降提案		
		各種大会等	教育部会	次回以降提案		
		小中学校の指導・助言	教育部会	次回以降提案		
		教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	次回以降提案		
		集会所指導事業	教育部会	次回以降提案		
		学校施設一般開放管理業務	教育部会	次回以降提案		
		公民館学級	教育部会			
		公民館使用料	教育部会			
		歴史民俗資料館	教育部会			
		学校給食室燃料購入費	教育部会			
		図書館の施設管理運営	教育部会			
		学校給食物資共同購入	教育部会			
		教育相談事業	教育部会			
		人権教育関係負担金・補助金	教育部会			
		中学校エアコン	教育部会			
		人材育成活動補助金	教育部会			
		教育関係助成金・負担金	教育部会			
		学校・地域連携推進事業	教育部会			
		就学指導委員会	教育部会			
		就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会			
		学校図書館充実事業	教育部会			
		学校用備品整備事業	教育部会			
		機械警備関係	教育部会			
		教育委員	教育部会			
		緊急警報システム	教育部会			
		私立学校振興事業	教育部会			
		事務補助員	教育部会			

小中学校管理運営事業	教育部会			
障がい児教育事業	教育部会			
職員研修事業	教育部会			
情報環境の整備	教育部会			
英語指導助手事業	教育部会			
中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会			
図書の管理等	教育部会			
図書館のサービス	教育部会			
博物館管理運営	教育部会			
エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会			
プール管理等経費	教育部会			
屋外運動施設関連経費	教育部会			
各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会			
学校安全経費	教育部会			
学校医・歯科医・薬剤師	教育部会			
学校環境衛生経費	教育部会			
学校給食行政経費	教育部会			
学校保健関係賠償保険料等	教育部会			
学校保健関連事業	教育部会			
小・給食室施設整備経費	教育部会			
共同調理場調理等業務委託経費	教育部会			
計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会			
結核対策委員会	教育部会			
健康診断関連	教育部会			
交通教室他	教育部会			
就学時健康診断	教育部会			
給食室施設整備(維持)経費	教育部会			
小・共同調理場施設整備経費	教育部会			
小・中学校給水関連	教育部会			
小・中学校浄化槽関連	教育部会			
食事環境整備経費	教育部会			
生活改善推進経費	教育部会			
体力向上関連研修会等	教育部会			
体力向上等消耗品・備品購入	教育部会			
中・給食衛生改善対策経費	教育部会			
保健用消耗品等	教育部会			
教科書採択	教育部会			
こどもエコセミナー経費	教育部会			
集団宿泊	教育部会			
ナイストライ事業経費	教育部会			
学びノート教室開催経費	教育部会			
感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会			
感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会			
教育指導行政経費	教育部会			
教育内容充実経費・学びノート教室開催経費	教育部会			
教職員の指導力向上経費	教育部会			
勤労体験学習事業経費	教育部会			
国際教育関係経費	教育部会			
子ども議会関係経費	教育部会			
総合的な学習の時間推進経費	教育部会			
幼児教育経費	教育部会			

障害別特別支援学級	教育部会			
教職員研修	教育部会			
各種大会(開催)補助金	教育部会			
スポーツ振興基金等	教育部会			
スポーツ振興審議会	教育部会			
総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会			
体育傷害見舞金	教育部会			
あそ教育キャンプ場運営	教育部会			
家庭教育推進事業	教育部会			
青少年活動支援事業	教育部会			
その他社会教育関係委員	教育部会			
金峰山少年自然の家運営管理	教育部会			
社会教育委員	教育部会			
生涯学習広報事業	教育部会			
公民館の運営状況	教育部会			
公民館運営審議会	教育部会			
公民館総合補償制度	教育部会			
生涯学習支援事業	教育部会			
記念館管理(運営経費)	教育部会			
史跡等購入経費	教育部会			
文化財広報活用経費	教育部会			
文化財保全・調査経費	教育部会			
文化財保存修復基金積立金	教育部会			
文化財保存修復経費	教育部会			
文化財保護委員会	教育部会			
文化団体への補助金	教育部会			
埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会			
文化施設整備経費	教育部会			
青少年国際・国内交流事業	教育部会			
学校支援地域本部事業	教育部会			
放課後子ども教室推進事業	教育部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
協議内容	支援員の雇用形態、修学旅行特別支援について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。 修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。		

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	<p>○学級支援員の配置 (概要) 熊本市立小中学校における教育活動が困難な学級に臨時の任用職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。 (配置状況)・配置人数 20人(19年度) 　・配置校 40校(〃) 　・日額 6,180円 (平成21年度より30人配置予定)</p> <p>(学級支援員配置経費) 平成17年度決算 20,123千円(15人) 平成18年度決算 22,987千円(17人) 平成19年度決算 27,107千円(20人)</p> <p>○修学旅行特別支援 ・修学旅行に保護者が付添う場合に要件を定めて補助金を交付する。 ・補助額は、就学奨励費の特別支援学校の修学旅行費の付添人への補助に準ずる。</p> <p>(修学旅行特別支援経費) 平成17年度決算 59千円(小3件、中2件) 平成18年度決算 60千円(小1件、中1件) 平成19年度決算 0千円(小0件、中0件)</p>	<p>○特別支援教育支援員の配置 (概要) 平成20年度より町立小学校における教育活動が困難な学級に非常勤職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。 (配置予定)・配置人数 4人 　・配置校 小学校3校 　　中学校1校(平成21年度配置予定) 　・日給 8,400円(日額) 　　　※教員免許を有する場合 5,700円(日額) 　　　※教員免許を有しない場合 (特別支援教育支援員配置経費) 平成20年度予算 7,224千円(4人)</p> <p>○該当なし</p>
相違点と課題	支援員の雇用形態に相違があるため、制度を統一する必要がある。 熊本市:臨時の任用職員 城南町:非常勤職員 城南町には修学旅行特別支援の制度はない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 学校給食調理場			
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員構成について、どのように取り扱うのか。 ・給食費(一食単価)について、どのように取り扱うのか。 ・城南町の中学校の調理場について、どのように取り扱うのか。 					
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>調理場については、現行(自校方式)のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。</p>					
制度比較						
熊本市						
市町別内容	調理施設	単独調理場 71 校(74 校分) 共同調理場 16 場(44 校分)	調理施設	単独調理場 4 校 共同調理場 0 場		
	設備管理	市で管理	設備管理	町で管理		
	職員の構成	小学校 栄養士(県費)、給食技師 共同調理場 場長(専任、兼務)、栄養士(県費)、給食技師、運転手	職員の構成	小・中学校 栄養士 3 名 (県費) 給食調理員 (8 名)		
	運営委員会	給食施設を有する職員の給食連絡会 栄養士による給食献立作成委員会(夏季休業期間)	運営委員会	平成 19 年度設置		
	給食費	小学校 1 食単価 210 円 中学校 1 食単価 260 円	給食費	小学校 1 食単価 220 円 中学校 1 食単価 260 円		
	物資購入	(財)熊本市学校給食会で共同購入	物資購入	学校給食物資納入業者登録をした業者から購入		
	給食会計監査	月額を学校側が徴収し関係機関へ振込。 PTA 総会で報告	給食会計監査	各学校で徴収及び支払を行う。 PTA 総会で報告		
	献立作成	市内 4 ブロックに分け標準献立の作成 米飯・・週 3 回(委託炊飯) パン・・毎 2 回	献立作成	米飯・・週 3 回(委託炊飯) パン・・毎 2 回		
	衛生管理	文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施	衛生管理	文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施		
	調理及び配達	小学校及び共同調理場 14 場は直営 (共)業者委託 (単)一部委託	調理及び配達	単独校方式		
	厨芥処理	施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、クリストラップ [®] 処理、浄化槽点検等	厨芥処理	飼料用に業者が回収		
	委託契約	包丁研ぎ、ガス・蒸気ボイラ一点検、浄化槽清掃、浄化槽維持管理、	委託契約	施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、クリストラップ [®] 処理		
	* 17年度より共同調理場の 2 場についてモデル的に民間委託 19年度より本格実施 委託内容 給食調理、配達、食器洗浄業務	業者依頼	包丁研ぎ、ガス点検、蒸気ボイラ一点検(隈庄小学校のみ)			
	平成 17 年度決算 40,156 千円					
	平成 18 年度決算 40,010 千円					
	平成 19 年度決算 39,517 千円					
相違点と課題	熊本市には共同調理場があるが、城南町にはない。					

熊本市・城南町合併協議会

事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	11 人権教育(子どもフォーラム含む)
協議内容	<p>① 教職員や教育委員会事務局職員等の人権教育研修をどのようにしていくか。</p> <p>② 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援をどうするか。</p> <p>③ 「熊本市子どもフォーラム」の開催をどうするか。</p>		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制度比較		
	熊本市	城南町
	(教育委員会関係)	(教育委員会関係)
	○指導者(教職員)の育成	○指導者(教職員・役場職員・社会教育団体)の育成
	・管理職等、教諭等研修	・人権文化セミナー(年7回)
	平成17年度決算: 979千円	平成17年度決算 50千円
	平成18年度決算: 837千円	平成18年度決算 50千円
	平成19年度決算: 966千円	平成19年度決算 78千円
	・各種研修会及び大会等への参加支援	
	平成17年度決算: 1,840千円	
	平成18年度決算: 1,882千円	
	平成19年度決算: 1,097千円	
	○教育委員会事務局職員等に対する啓発	
	平成17年度決算: 45千円	
	平成18年度決算: 59千円	
	平成19年度決算: 79千円	
	○「熊本市子どもフォーラム」の実施	
	・「児童の権利に関する条約」にある「子どもたちの意見表明権」を保障するとともに、条約の周知を図るために実施している。	
	・平成10年度より実施し、22年度まで継続の予定である。	
	・平成17年度からは、毎年4中学校区で実施している。	
	平成17年度決算: 600千円	
	平成18年度決算: 526千円	
	平成19年度決算: 531千円	
市町別内容		
相違点と課題	<p>○ 城南町では、指導者育成事業は転入教職員や新任職員対象となっている。熊本市では、その他に現任教職員や教育委員会の全職員を対象とした人権教育研修会を実施している。</p> <p>○ 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援について、熊本市では教育委員会が財政措置しているが、城南町では人権教育研修会等のためだけでの参加支援は行われていない。</p> <p>○ 熊本市では、「熊本市子どもフォーラム」を平成22年度まで実施の予定である。城南町では、これにあたるような事業は実施されていない。</p>	

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	12 中学校校名
------	--------	------	----------

協議内容	合併した場合の校名の取り扱いについて、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	関係機関の意向をふまえ、協議・調整のうえ決定する。

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	学校 37校 熊本市立城南中学校 ほか36校	学校 1校 下益城城南中学校 合併して、下益城郡からはずれると城南中となり熊本市立城南中学校と同名になる。
相違点と課題	合併した場合に同一の校名となる。 現在は、熊本城南中と下益城城南中との表記で区別している。	

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	13 通学区域(小・中学校)
------	--------	------	----------------

協議内容	城南町の通学区域について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準については、熊本市の例に統一する。

制度比較																						
市町別内容	熊本市	城南町																				
	平成 20 年 5 月 1 日現在 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 81 校 (40,003 人) ・ 中学校 38 校 (19,558 人) ・ 本来の校区の外、112 地区を緩衝地区（学校を選択できる地区）として設定している。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小学校 : 指定校変更</td> <td style="width: 10%;">739 人</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">4 人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>112 人</td> <td style="text-align: right;">6 人</td> </tr> <tr> <td>中学校 : 指定校変更</td> <td>252 人</td> <td style="text-align: right;">0 人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>39 人</td> <td style="text-align: right;">6 人</td> </tr> </table> <small>(H19 実績)</small> 	小学校 : 指定校変更	739 人	4 人	区域外就学	112 人	6 人	中学校 : 指定校変更	252 人	0 人	区域外就学	39 人	6 人	平成 20 年 5 月 1 日現在 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 3 校 (1,068 人) ・ 中学校 1 校 (599 人) ・ 2 地区を緩衝地区（学校を選ぶことができる地区）として設定している。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小学校 : 指定校変更</td> <td style="width: 10%;">4 人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>中学校 : 指定校変更</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>区域外就学</td> <td>6 人</td> </tr> </table> <small>(H20 実績)</small> <small>* H20.11.25 現在</small>	小学校 : 指定校変更	4 人	区域外就学	6 人	中学校 : 指定校変更	0 人	区域外就学	6 人
小学校 : 指定校変更	739 人	4 人																				
区域外就学	112 人	6 人																				
中学校 : 指定校変更	252 人	0 人																				
区域外就学	39 人	6 人																				
小学校 : 指定校変更	4 人																					
区域外就学	6 人																					
中学校 : 指定校変更	0 人																					
区域外就学	6 人																					
相違点と課題	相違なし。																					

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	14 少人数学級
------	--------	------	----------

協議内容	城南町の学校について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	<p>子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施している。</p> <p>中学1年生の導入に向けて検討中。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。 ・市費負担教職員（常勤講師）の任用 ・少人数学級実施に伴うプレハブ建設 ・授業力向上支援のための嘱託員（事務補助）雇用 <p>【予算】</p> <p>H18年度事業開始</p> <p>H18年度決算額 91,603千円</p> <p>H19年度決算額 273,998千円</p> <p>※ 市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む</p>	該当無し
相違点と課題	城南町には制度がない。	

熊本市・城南町合併協議会

事務事業調査票

作業部会名: 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 通学区域(高等学校)
------	--------	------	--------------

協議内容	公立高校の通学区域が異なる。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市立高校の通学区域については、熊本市の例による。

制度比較																																	
	熊本市	城南町																															
市町別内容	<p>現在の公立高等学校の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必由館高等学校 ・千原台高等学校 <p>通学区域は熊本市であるが、学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおり設定している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校・学科・コース</th> <th style="width: 50%;">学区外入学枠 (募集定員に占める割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">必由館高等学校</td> </tr> <tr> <td>・普通科</td> <td>5%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科国際コース</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科芸術コース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科服飾デザインコース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">千原台高等学校</td> </tr> <tr> <td>・普通科国際経済コース</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>・普通科健康スポーツコース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・情報科 OA 会計コース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>・情報科経営情報コース</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・済々黌高等学校</td> </tr> <tr> <td>・第一高等学校</td> <td>・熊本高等学校</td> </tr> <tr> <td>・熊本西高等学校</td> <td>・第二高等学校</td> </tr> <tr> <td>・東稜高等学校</td> <td>・熊本北高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校・学科・コース	学区外入学枠 (募集定員に占める割合)	必由館高等学校		・普通科	5%以内	・普通科国際コース	30%以内	・普通科芸術コース	40%以内	・普通科服飾デザインコース	40%以内	千原台高等学校		・普通科国際経済コース	30%以内	・普通科健康スポーツコース	40%以内	・情報科 OA 会計コース	40%以内	・情報科経営情報コース	40%以内	・済々黌高等学校		・第一高等学校	・熊本高等学校	・熊本西高等学校	・第二高等学校	・東稜高等学校	・熊本北高等学校	<p>現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二高等学校 ・御船高等学校 ・甲佐高等学校 ・宇土高等学校 ・松橋高等学校 ・矢部高等学校 	
学校・学科・コース	学区外入学枠 (募集定員に占める割合)																																
必由館高等学校																																	
・普通科	5%以内																																
・普通科国際コース	30%以内																																
・普通科芸術コース	40%以内																																
・普通科服飾デザインコース	40%以内																																
千原台高等学校																																	
・普通科国際経済コース	30%以内																																
・普通科健康スポーツコース	40%以内																																
・情報科 OA 会計コース	40%以内																																
・情報科経営情報コース	40%以内																																
・済々黌高等学校																																	
・第一高等学校	・熊本高等学校																																
・熊本西高等学校	・第二高等学校																																
・東稜高等学校	・熊本北高等学校																																
相違点と課題	<p>県立高校については、平成 22 年度入学者選抜(平成 22 年 4 月入学者)から現行の宇上学区と熊本学区が統合されて県央学区となる再編案が示されている。</p> <p>県央学区:済々黌 熊本 第一 第二 熊本西 熊本北 東稜 御船 甲佐 宇土 松橋 矢部 蘇陽</p>																																

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 育英奨学金(育英事業)
協議内容	城南町の奨学金について、交付制度をどのように取り扱うのか。また、現在受けている方についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。		

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	<p>熊本市奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用定数 高校等 280 人 大学等 100 人 ・貸付額〔月額〕 高校等(国公立) 18,000 円 〃 (私立) 30,000 円 大学等(国公立) 42,000 円 〃 (私立) 51,000 円 ・貸付実績 平成 17 年度決算 138,378 千円 平成 18 年度決算 124,722 千円 平成 19 年度決算 112,575 千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・貸付利率 無利子 ・返還期間 貸付終了後6ヶ月を経て返還開始 返還期間は9年～15年 ・選考基準 (1)熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2)学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3)経済的理由により修学が困難であると認められる こと。 (4)他の奨学金等や授業料の減免等を受けていない こと。 	<p>城南町奨学金交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用数 每年 3 名程度 ・交付額〔月額〕 9,700 円(国公立高等学校授業料の範囲内) ・交付実績 平成 17 年度決算 912 千円 平成 18 年度決算 643 千円 平成 19 年度決算 574 千円 ・交付期間 高校在学 3 年間 ・交付方法 年 3 回に分けて支給 ・選考基準 (1)下益城城南中学校卒業者であること (2)学業成績及び素行が優良で、かつ、身体強健であること (3)経済的理由により修学が困難であると認められること
相違点と課題	金額的には熊本市の方が高くなっているが、熊本市が貸付制度であるのに対し、城南町は交付制度であるため、制度を統一する必要がある。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 体育協会
協議内容	体育協会の組織をどうするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町体育協会の組織は、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較														
市 町 別 内 容	熊 本 市	城 南 町												
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市体育協会 ・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。 ・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市少年団 ※会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 17 名、監事 2 名 (任期：2 年、再任を妨げない。) ・役員選出 会長は、評議員会で選出。 副会長は、教育長、校区体育協会会長 2 名、競技団体 1 名の計 4 名とし、理事会が選考し、評議員会で選出する。 理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出 ・会議 評議員会及び理事会 ・市補助金の推移 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成 17 年度決算</td> <td style="width: 70%;">32,130 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>29,300 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>30,050 千円</td> </tr> </table> ・体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体育課に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、1 名の専属事務局員を雇用し、事務にあたっている。また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。 ・事務の内容 校区体育協会（80 校区）と競技スポーツ団体（46 	平成 17 年度決算	32,130 千円	平成 18 年度決算	29,300 千円	平成 19 年度決算	30,050 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町体育協会 ・任務 町内社会体育の振興に務めもって町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成を図ることを目的とする。 ・組織 39 地区体育推進員、24 種目団体、体育指導員、スポーツ少年団、老人クラブ、婦人会 ※会長 1 名、副会長 2 名、総務若干名、種目部長、監事 2 名、名誉会長、顧問及び参与若干名 (任期：2 年 再任は妨げない。) ・役員選出 会長は役員総会において選出。 その他役員は会長が役員会にはかり委嘱する。 ・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集する。 ・町補助金の推移 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成 17 年度決算</td> <td style="width: 70%;">19,550 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>17,905 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>16,038 千円</td> </tr> </table> ・体育協会の事務局 「城南町体育協会規約」により、事務局は B&G 海洋センター内に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、体育協会事務局の職員（B&G 海洋センター内）が事務を行っている。また、事務局長、事務局次長は社会教育課職員が兼務している。 ・事務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 	平成 17 年度決算	19,550 千円	平成 18 年度決算	17,905 千円	平成 19 年度決算	16,038 千円
平成 17 年度決算	32,130 千円													
平成 18 年度決算	29,300 千円													
平成 19 年度決算	30,050 千円													
平成 17 年度決算	19,550 千円													
平成 18 年度決算	17,905 千円													
平成 19 年度決算	16,038 千円													

	<p>団体)を総括する組織として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 ○評議員会・理事会等会議資料作成 ○出納簿の管理 <p>・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民体育祭派遣 ○市杯スポーツ大会 ○表彰 ○熊本市民スポーツフェスタ ○各種会議の会議 <p>平成 17 年度決算 37,545 千円 平成 18 年度決算 34,770 千円 平成 19 年度決算 34,196 千円</p>
相違点と課題	<p>城南町の体育協会長は町長、事務局長は社会教育課長であり、予算や事業計画など全てにおいて町の関与が大きい。熊本市の校区体協は、市の補助金と校区独自の自主財源(自治会からの負担金など)で運営している。</p> <p>城南町は3小学校区あるが、活動は全て町単位で行っており、これまでに校区単位での活動実績があまりなかったために、組織作りが難しい。</p>

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 社会教育関係団体及び補助金
------	--------	------	-----------------

協議内容	PTA協議会への補助金について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。 なお、補助金については5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。 熊本市 P T A 協議会 会長 1 名 副会長 6 名 委員等 任期 1 年 小学校 8 1 中学校 3 7 P T A 加盟	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。 城南町 P T A 連絡協議会 会長 1 名 副会長 2 名 委員等 任期 1 年 幼稚園 1 小学校 3 中学校 1
相違点と課題	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。 P T A 協議会補助金 2,070 千円 青年団体連絡協議会 315 千円 青年団協議会 270 千円	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。 P T A 連絡協議会 337 千円 該当なし 該当なし

熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	6 社会教育関係団体への補助金(文化協会)
------	--------	------	-----------------------

協議内容	社会教育関係団体への補助金について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。

制度比較		
	熊本市	城南町
市町別内容	<p>該当団体なし</p> <p>ただし、熊本市は下記のとおり熊本県文化協会に補助金を支出している。</p> <p>平成18年度決算 12,150千円</p> <p>平成19年度決算 12,150千円</p> <p>平成20年度予算 11,710千円</p>	<p>活動支援を行う社会教育関係団体は、次のとおりである。</p> <p>文化協会</p> <p>○補助金</p> <p>補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p>文化協会 1,350千円</p>
相違点と課題	城南町の文化協会は、熊本市の公民館自主講座自治会と同様の活動を行っている。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)
協議内容	城南町の施設整備計画について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。		

制度比較			
	熊本市	城南町	
市町別内容	<p>○施設の状況 (H19.4.1現在)</p> <p>小学校 校舎328棟、体育館89棟 中学校 校舎224棟、体育館39棟 幼稚園 園舎9棟 高校 校舎13棟、体育館2棟 計704棟</p> <p>○施設整備計画について</p> <p>平成19年度の主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎増改築事業 なし 体育館増改築事業 小学校2校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校2校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など <p>平成20年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎増改築事業 小学校3校 体育館増改築事業 小学校1校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校1校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など <p>平成17年度決算 2,526,428千円 平成18年度決算 2,783,096千円 平成19年度決算 2,285,028千円</p> <p>○学校施設の耐震化について</p> <p>耐震二次診断が未完了の学校について、平成19年度から順次診断を実施している。その結果、改修の必要なものについて、引き続き20年度から設計、21年度から工事へと取り組みを進める計画である。</p>	<p>○施設の状況 (H19.4.1現在)</p> <p>小学校 校舎59棟、体育館3棟 中学校 校舎16棟、体育館1棟 幼稚園 園舎2棟 計77棟</p> <p>○施設整備計画について</p> <p>平成19年度の主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校校舎等改築事業 1校 小学校増築工事（特別支援教室） 1校 小学校耐震補強工事 1校 その他維持補修事業 など <p>平成20年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校校舎等改築事業（継続） 1校 小学校耐震補強工事 2校 小学校トイレ改修工事 1校 その他維持補修事業 など <p>平成21年度以降予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校プール改築事業 <p>平成17年度決算 15,152千円 平成18年度決算 3,758千円 平成19年度決算 664,434千円</p> <p>○学校施設の耐震化について</p> <p>平成17年度耐震診断完了。平成18年度～平成20年度で、補強工事完了予定。</p>	
相違点と課題			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 各種大会(出場)補助金
協議内容	制度が異なる大会補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較							
	熊 本 市	城 南 町					
市 町 別 内 容	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金等交付要綱（大会出場激励金） ・対象 市内居住の女性又は65歳以上の男性で県大会、九州大会等の予選を経て、又は競技団体等により、選考され全国大会に出場する者 (その他の全国大会出場者については、スポーツ振興基金で検討) ・算定基準額 1人につき5,000円 当該団体の大会出場者数に、5,000円を乗じた金額。ただし、70,000円を上限とする。 ・支出の推移 平成17年度決算 770千円 平成18年度決算 950千円 平成19年度決算 760千円 <p>2. 熊本市スポーツ振興基金出場激励金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">オリンピック・パラリンピック等</td> <td style="width: 50%;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>世界選手権大会・アジア大会等</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支出の推移 平成17年度決算 600千円 平成18年度決算 1,120千円 平成19年度決算 1,020千円 	オリンピック・パラリンピック等	100,000円	世界選手権大会・アジア大会等	50,000円	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町社会体育各種選手等県外派遣費用助成要項 ・対象 町内在住及び町内職場に勤務するもので、県外社会体育各種大会に地方ブロック等の予選を経て町又は県の代表として選出出場する者及び最小限度の引率者 ・算定基準額 公共交通機関の運賃で効率的・経済的に算出した額と大会実施要項に記載されている宿泊料金又は実泊料金の5割以内 <p>平成17年度決算 543千円 平成18年度決算 1,136千円 平成19年度決算 1,673千円</p>	
オリンピック・パラリンピック等	100,000円						
世界選手権大会・アジア大会等	50,000円						
相 違 点 と 課 題	<p>城南町の実績から考慮して、制度統一の関係者説明が必要である。</p> <p>城南町は、大会出場の実費分の半額補助を行っているが、年度ごとに変動があり見直しを検討している。</p>						

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 文化財の保護・管理・活用
協議内容	<p>①町指定文化財についてどのように取り扱うのか。 ②文化財の保護・管理・活用についてどのように取り扱うのか。</p>		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。 管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。</p>		

制度比較		
	熊本市	城南町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護委員会　原則毎月第4火曜日に開催 <p>指定文化財の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 26件 ・国登録文化財 23件 ・県指定文化財 78件 ・市指定文化財 90件　　合計 217件 <p>文化財調査員 2名(嘱託)</p> <p>文化財一般管理経費(文化財保護委員経費は除く)</p> <p>文化財保護行政の主管業務及び課内の管理事務を行なう。また、所管する文化財等の経常的な管理を行なう。(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釜尾古墳除草清掃・見回り監視業務委託 ・天然記念物「スイゼンジノリ発生地」管理(除草等)業務 ・明徳官軍墓地見回り監視等業務 ・寂心さんの樟見回り監視等業務 ・文化財所管地除草業務 ・つづじヶ丘横穴群除草 ・小島行在所見回り監視等業務委託 <p>平成17年度決算額 8,329千円 平成18年度決算 8,204千円 平成19年度決算 8,226千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財審議会 年1回開催 <p>指定文化財の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 5件 ・県指定文化財 1件 ・町指定文化財 50件　　合計 56件 <p>国指定史跡及び町指定史跡等の管理については、委託もしくは直営により除草・清掃等の管理を行っている。 既存の文化財解説板・標柱・案内板の修理については、毎年実施している。</p> <p>平成17年度決算額 18,667千円 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃管理賃金 ・史跡阿高貝塚草刈賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 <p>平成18年度決算額 17,698千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃賃金 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 <p>平成19年度決算額 17,379千円</p> <p>・塚原古墳公園管理委託</p>

次頁へ続く

	<ul style="list-style-type: none"> ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃作業 ・阿高貝塚樹木伐採委託 ・町指定史跡陣内廃寺清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板設置 ・その他
相違点と課題	<p>①合併後、市指定文化財に向け、町指定文化財を文化財保護委員会に諮問する必要がある。</p> <p>②文化財の保護・管理・活用の面で異なるところは調整が必要である。</p>